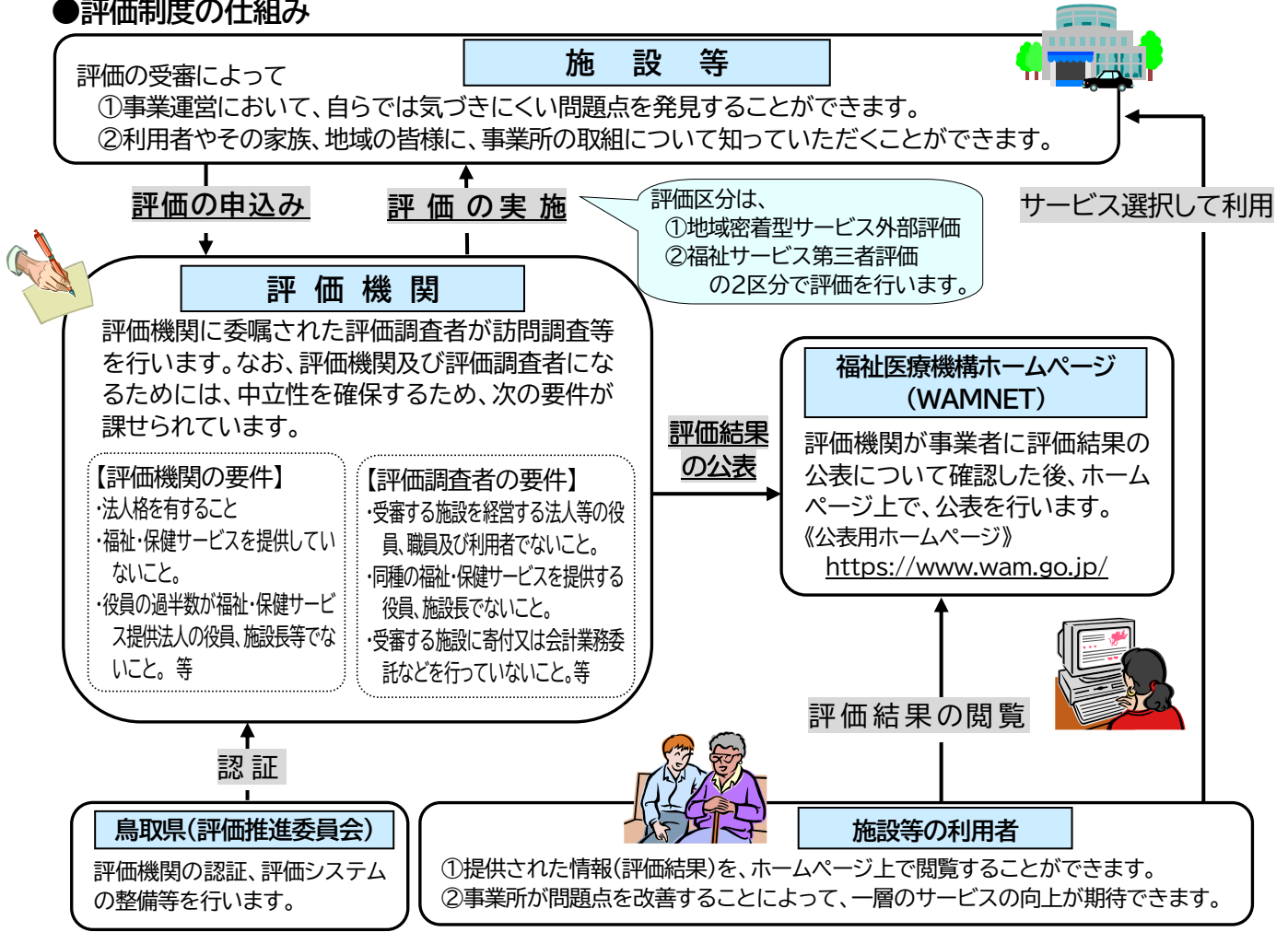


# 福祉サービス評価事業のご案内

鳥取県では、事業者の提供する福祉サービスの内容を、当事者以外の中立的な第三者が評価する「鳥取県社会福祉・保健サービス評価制度」を推進しています。  
 評価の受審を通じて、事業者は施設を運営する上での問題点等を把握し、その改善を図るとともに利用者にその取組についてお知らせすることができます。

## ●評価制度の仕組み



## ●鳥取県の認証している第三者評価機関(令和5年9月26日現在)

評価機関名	所在地	電話	FAX	ホームページ
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町 2571	0858-24-5725	0858-27-0101	<a href="http://www.npo-mirai.net/">http://www.npo-mirai.net/</a>
有限会社保健情報サービス	米子市米原2丁目7番7号	0859-37-6162	0859-21-0373	<a href="http://www.chukai.ne.jp/~hokenjoho/">http://www.chukai.ne.jp/~hokenjoho/</a>
特定非営利活動法人いなば社会福祉評価サービス	鳥取市湖山町東 2-164	0857-28-9077	0857-28-9077	<a href="http://www.inaba-hyouka.net/">http://www.inaba-hyouka.net/</a>
特定非営利活動法人メイアイヘルプユー	東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ 714	03-3494-9033	03-3494-9032	<a href="http://www.meiai.org/">http://www.meiai.org/</a>
特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク	東京都千代田区九段南 3-4-5 ピラアベックスイ市ヶ谷701	03-5211-8710	03-5211-8715	<a href="http://www.fukushikeiei.net/">http://www.fukushikeiei.net/</a>
特定非営利活動法人あいおらいと	鳥取市気高町浜村342	0857-77-3640	0857-77-3640	<a href="https://www.iolite17s.com/">https://www.iolite17s.com/</a>

☆詳しくは県評価事業ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm>



# 福祉サービス評価に関するQ&A

Q1. 評価機関はどのように選ぶのですか？

A1. 事業所が、鳥取県の認証した評価機関の中から自由を選びます。なお、評価料金は評価機関ごとに定めることとしています。詳しくは、前頁の連絡先よりお問い合わせください。

Q2. 評価は毎年実施されるのですか？

A2. 福祉サービス第三者評価の受審は原則として任意ですが、社会的養護施設は3年度に1回以上の受審が義務付けられているなど、施設の分野毎で扱いが異なります。



Q3. 評価結果はどのように公表されますか？

A3. 福祉医療機構ホームページ(WAMNET)上に、記述形式による全体の総評と、すべての評価項目の評価結果を公表することとしています。



Q4. 評価機関とは、どのような機関ですか？

A4. 自ら福祉・保健サービスを提供していないこと、従業員の過半数が福祉・保健サービスを提供している法人の役員でないこと等の要件を満たした第三者性が確保された法人が、鳥取県の認証を受けて、評価機関となることができます。

Q5. どのような人が評価を行うのですか？

A5. 信頼性の高い評価を行うため、評価調査者は鳥取県が指定した「評価調査者養成研修」を修了した方等の中から、評価機関が委嘱します。また、評価調査者は、引き続き「評価調査者継続研修」を受講し、評価の質の向上に努めていくこととしています。

Q6. 評価を実施する効果は何ですか？

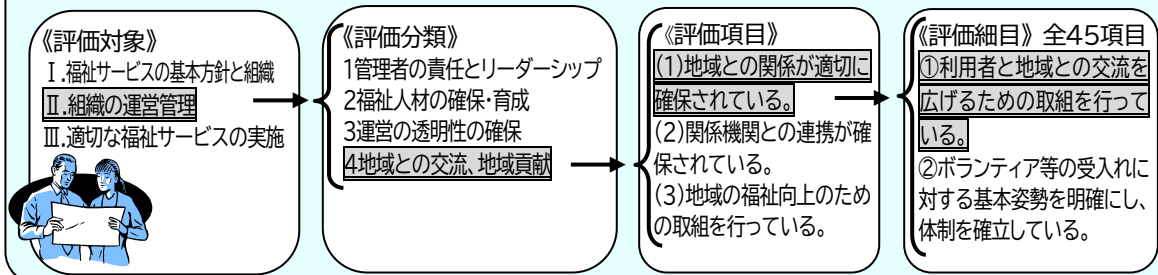
A6. 適正な評価を行うために、2人以上の評価者が評価のプロセスに一貫して関わることなどから、ある程度の費用はかかりますが、第三者の目から得られた評価結果を十分に生かして、サービスの改善に活用できます。



Q7. 評価項目はどのようなものですか？

A7. 福祉サービス評価の各サービスに共通する評価項目として、Ⅰ「福祉サービスの基本方針と組織」、Ⅱ「組織の運営管理」、Ⅲ「適切な福祉サービスの実施」の3つの評価対象について、全45項目の細目が設けられています。また、これに加えて、特別養護老人ホーム、障害者・児施設、保育所等については、施設種別の具体的なサービス内容についての評価項目及び評価基準(内容評価基準)が設けられています。

【例: 共通評価細目Ⅱ-4-(1)-①「利用者と地域との交流を上げるための取組を行っている。」の構成】



— もっと詳しく知りたい! —

県評価事業ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/265882.htm>



■問い合わせ先■

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局  
福祉監査指導課

(所在地) 〒680-8570

鳥取市東町一丁目220

(電話) 0857-26-7140

(FAX) 0857-26-8127

(令和6年4月1日改訂版)